

## 包括支援センターだより



# みなさんの助け合いが、地域包括ケアを支えます

「医療・介護・予防・生活支援・住まい」の5つを柱として、高齢者の生活を一体的、継続的に支えていく取り組みが「地域包括ケア」です。その実現のためには、すべての住民が関わり、みんなで次の4つの役割を分担して相互に支えあうことが必要不可欠です。

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた地域で自分らしく人生を送ることができる社会をつくっていきましょう。



八幡社会福祉士

この4つの役割が大切です

身近にあるカフェのように気軽にお茶を飲みながら、認知症について同じ悩みや経験を持つ人たちと情報を分かち合い、ゆっくり語ることができる憩いの場です。お気軽にお立ち寄りください。

地区	朝日 「スマイルカフェ」	神林 「まつかぜカフェ」	村上 「かたるんカフェ」
とき	7月6日(水) 午後1時30分～3時30分	7月24日(日) 午後1時30分～3時	7月27日(水) 午後1時30分～3時30分
ところ	グループホーム ふるさと	グループホーム まつかぜ	マナボーテ村上2階 喫茶ルーム
参加費	無料	無料	100円
対象者	ご本人・ご家族・認知症に関心のある人など		
申し込み	事前申し込みは必要ありません。出入りも自由です。直接会場にお越しください。		

【自助】自分でできることは自分でする

(例) 規則正しい生活や介護予防の取り組みなどで健康管理

【互助】お互いを助け合うこと

(例) 近隣の助け合い、ボランティア活動、趣味・サークル活動

【共助】社会保険のような制度化された相互扶助

(例) 医療保険、介護保険、年金保険など

【公助】自助、互助、共助では対応できない時の公の社会保障

(例) 生活保護や権利擁護対策、高齢者福祉施策など

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365) または各支所地域振興課地域福祉室

人権啓発  
シリーズ  
②

～考えよう相手の気持ち 育てよう思いやりの心～



あなたの大切な個人情報を守るために

## 本人通知制度へ登録を

平成23年11月に戸籍謄本などの個人情報を大量に不正取得した司法書士5人が逮捕される事件がありました。これは司法書士会が発行している「職務上請求書」を偽造して、全国の市町村から2万枚以上の住民票の写しや戸籍謄本を不正に取得していた事件です。

この事件を受けて、全国的に「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」(右枠参照)の導入が始まり、村上市でも平成26年8月から開始しています。

不正取得されると、身元調査をはじめストーカー被害、振り込め詐欺、悪質な訪問販売などに使われることがわかっており、防止策として、その効果が期待されています。ぜひ、登録をしましょう。申し込み窓口は、市民課市民年金室、各支所地域振興課市民生活室です。



「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」とは

住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したときに、その交付の事実を登録した人に通知する制度です。住民票の写しや戸籍謄本の不正請求や不正取得を抑制し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的としています。(登録者に交付の可否を確認したり、第三者に交付ができないようにする制度ではありません。)

●問い合わせ 市民課生活人権室 ☎53-2111 (内線281)